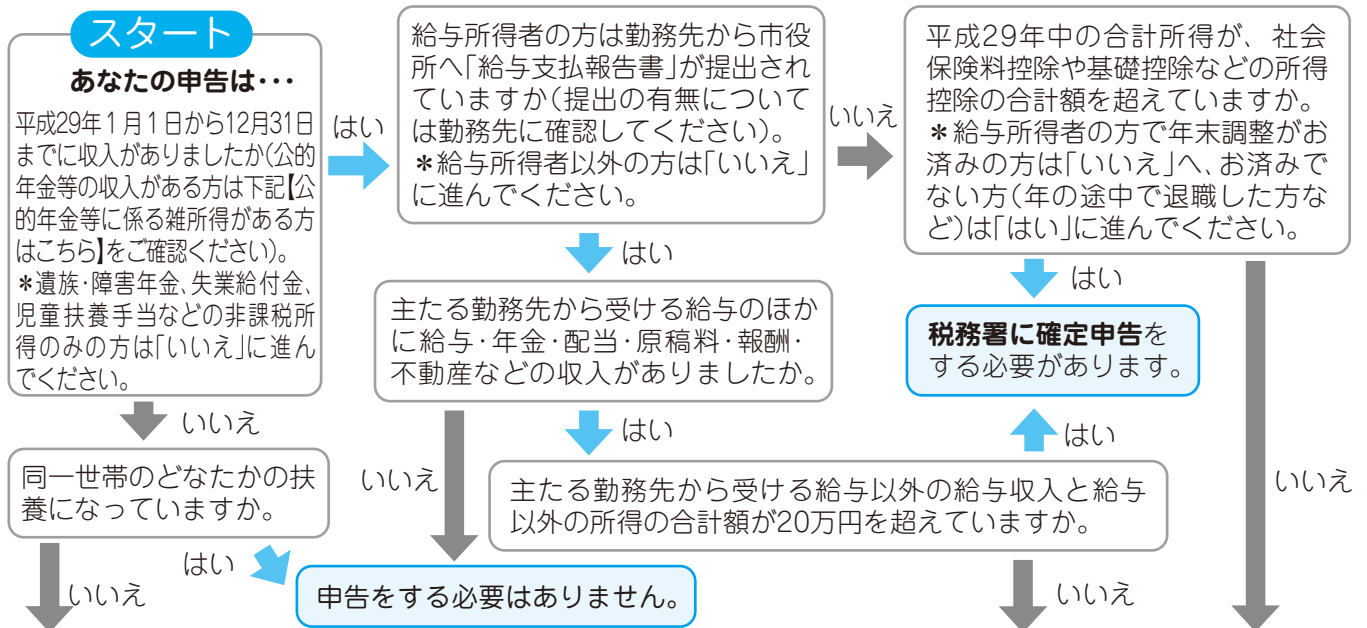


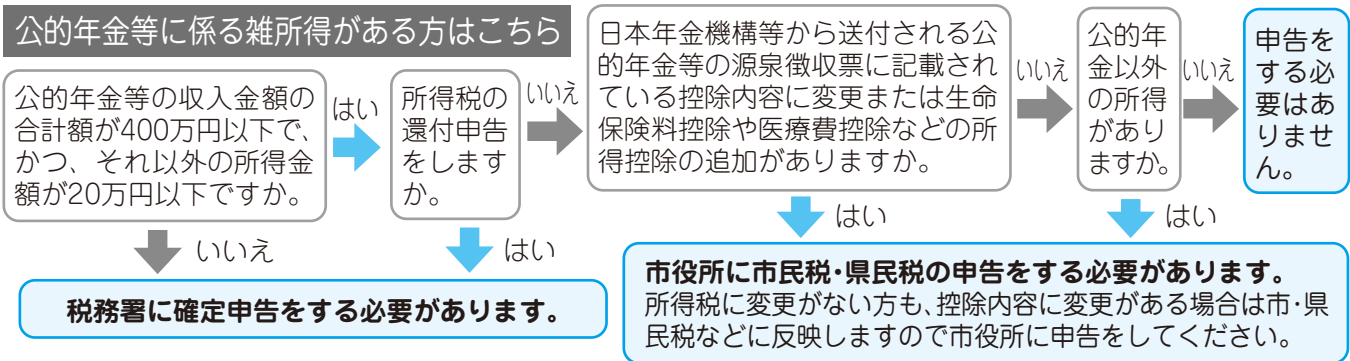
# 税の申告は正しくお早めに



今年も税の申告時期になりました。平成29年分の申告の受け付けは、  
**「2月16日(金)から3月15日(木)まで」**です。



**市役所に市民税・県民税の申告をしてください。**  
 ※収入のなかった方についても申告をしていただくことにより、国民健康保険税・介護保険料などの算定の基礎資料ならびに児童手当など各種手当の申請、諸証明書の発行等の資料となります。



※ふるさと納税のワンストップ特例を申請した方であっても、確定申告または市民税・県民税の申告をする必要がある方についてはワンストップ特例の適用がなくなります。寄附金控除としてあわせて申告をしてください。

## 【税務署からのお知らせ】

**税務署に来なくても、申告書が作成できます！**  
 ～「確定申告書等作成コーナー」へアクセス～

○自宅のパソコンから、画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます。

① 印刷して郵送等で提出！ ② インターネット（e-Tax）で送信！

※作成コーナーの使い方等に関する問い合わせ先： ☎0570-01-5901（全国一律市内通話料金）  
 受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日等を除く）  
 ※3月15日(木)までは受付時間を午後8時まで延長。2月18・25日、3月4・11日は日曜日でも利用できます。

**公的年金等を受給されている方へ ～確定申告不要制度のお知らせ～**

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

## 所得税等の確定申告会場の開設は2月16日(金)です！

確定申告会場開設期間	受付開始時間	相談時間
2月16日(金)～3月15日(木) ※土、日曜日・祝日を除きます。 ※ただし、2月18日(日)および25日(日)に限り開設。	午前8時30分～	午前9時～午後5時

※申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しください。なお、相談内容が複雑な場合は、午後3時までにお越しください。相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。

※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受け付けを早めに締め切る場合があります。

※駐車スペースが限られていますので、お越しの際は公共交通機関をご利用ください。

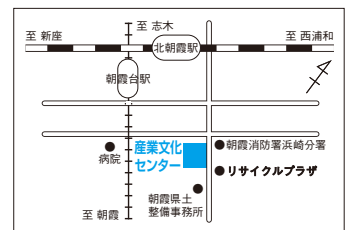
**国税に関する相談は、まずは電話を！** 一般的な相談は電話にてご確認ください。職員との面接相談については「事前予約制」ですが、1月～3月の個人の方の確定申告等に係る事前予約は行っていません。

## 市民税・県民税の申告は市役所または産業文化センターへ

### 市民税・県民税の申告受付日程

受付会場	受付期間および時間
市役所別館 5階大会議室	2月16日(金)～3月15日(木) 午前9時～午後4時 ※土・日曜日は除く。 2月18日(日)の午前9時～午後4時は受け付けを行います。 ※市庁舎にお越しの際は、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
産業文化センター 2階研修室	2月25日(日) 午前9時30分～午後4時

### 産業文化センター



※市民税・県民税の申告書は郵送で提出することができます。申告会場で長時間待つ負担がなくお勧めです。郵送での申告を希望する方で、申告用紙がない場合は課税課市民税係へ請求してください。

※給与所得者および年金所得者の所得税還付申告についても、上記のとおり受け付けています。

※事業・不動産・譲渡所得のある方、所得税の住宅借入金等特別控除の申告は、税務署での受け付けとなります。

**参考** 例年の混雑状況…非常に混雑(1日に約150人受け付け)＝初日から5日間と最終日までの6日間

**利用者識別番号の取得について** 平成29年分所得申告から市役所(産業文化センターは除く)で確定申告をする場合は、自宅からインターネットを通じて申告する場合と同様に「利用者識別番号」が必要になります。市役所の申告会場でも、取得することはできますが、事前に自宅のパソコン等で「利用者識別番号」をオンライン発行することも可能です。すでに利用者識別番号を取得されている方については、番号(16桁)が記載されている書面等を申告当日にご持参ください。(利用者識別番号がわかれば、メモ等でもかまいません) ※詳しくは市ホームページをご覧ください。

**申告が必要な方** ・平成30年1月1日現在、朝霞市内にお住まいで平成29年中(1月1日～12月31日)に所得のあった方(アルバイト・パートによる所得があった方も該当します) ・平成30年1月1日現在、朝霞市には住んでいないが市内に事務所・事業所等を所有している方

**申告が不要な方** ・給与以外に所得がなく、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている方(※給与支払報告書は、平成30年1月1日現在お住まいの市区町村に送付されます) ・所得税の確定申告(還付申告を含む)をした方 ・同一世帯内のどなたかの扶養になっている方(世帯が別の場合は申告が必要な場合があります)

**申告に必要なもの** (1)マイナンバーカード(お持ちでない方は通知カード等+運転免許証や健康保険証等の本人確認書類)、(2)印鑑、(3)【給与所得者または年金収入のある方】平成29年分源泉徴収票等、(4)【事業所得等その他の所得のある方】帳簿類など所得金額が証明できるもの、(5)平成29年中(1月1日～12月31日)に支払った国民年金保険料・国民健康保険税(料)・長寿(後期高齢者)医療保険料・介護保険料などの社会保険料の支払証明書または領収書、(6)平成29年中(1月1日～12月31日)に支払った生命保険料・地震保険料および平成18年末までに締結した長期損害保険料の支払証明書、(7)【障害者控除を受ける方(被扶養者を含む)】身体障害者手帳など確認できるもの、(8)【勤労学生控除を受ける方】学生証または在学証明書、(9)【医療費控除を受ける方】平成29年分医療費控除の明細書 ※医療費の領収書でも可能 【セルフメディケーション税制のスイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)を受ける方】平成29年中において健康の維持増進および疾病の予防への一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類・平成29年分セルフメディケーション税制の明細書

※一定の取り組みとは①特定健康診査(いわゆるメタボ検診)、②予防接種、③定期健康診断(事業主検診)、④健康診査(いわゆる人間ドック等で医療保険者が行うもの)、⑤がん検診 のいずれか1つに該当する検診等または予防接種(医師の関与があるものに限る)

※郵送で申告する場合は、マイナンバーカード(または通知カード等と本人確認資料)の写し・源泉徴収票・その他各種控除証明書および領収書を必ず同封(のり付け不要)してください。

**申告を忘れると…** ●児童手当等を受けるときや保育園に入園するとき、融資を受けるとき、年金の免除申請をするときなどに必要な証明書等の発行ができません。 ●収入のなかった方についても、申告をしていただくことにより非課税証明書の発行、国民健康保険税・介護保険料などの算定の基礎資料となりますので、忘れずに申告してください。 ●ご家族の方が申告や年末調整の際にあなたのことを税法上の扶養(社会保険などの健康保険の扶養に入ることとは異なります)とする記載が漏れている場合もありますので、ご確認ください。この場合、ご家族の方の申告が必要となります。